

# 令和7年度 農業研修生募集

○募集期間 令和6年11月1日（金）～令和7年1月31日（金）

**将来、宜野座村で農業を目指す意欲のある方を募集します！**

## 事業の目的

宜野座村で農業経営を希望する農業後継者等を育成するため、農業後継者等に対して、農業の技術、経営の方法等に関する実務研修を行い、将来農業で自立を目指す農業後継者等育成事業システムを確立し、本村の基幹産業である農業の一助になることを目的とする。

## 募集要項

○募集人員 研修生3名程度

○申込資格 ①宜野座村内在住者で、農業に意欲があり研修後、本村において引き続き農業に従事できる18歳から48歳未満までの健康な方  
②沖縄県新規畑人資金事業（就農準備資金）を活用して研修を行える方  
\*沖縄県新規畑人資金事業とは、就農前の研修を後押しするため、最長2年間で年間150万円（12.5万円/月）の資金を支援する事業です。  
③卒業後に営農するための必要な農地面積を確保している方（借地可）  
\*農地を確保できない方については、村リースハウスを活用できる場合がございますので、お問合せ下さい。

○研修期間 令和7年6月～令和9年5月（2年間）

○研修場所 宜野座村農業後継者等育成センター

○研修内容 野菜栽培を中心に実践を通した一連の栽培技術の習得及び農業経営者としての経営感覚の習得、先進地視察研修、各機関が主催する講習会、勉強会の参加、地域農業生産部会との交流、農業青年クラブ活動等

**（裏面に続く）**

○研修費 無料 ※ただし先進地視察研修については、研修生一部負担あり

○研修手当 研修手当は日額6,500円として沖縄県新規畑人資金事業（就農準備資金）の差額を支給 ※ただし、次の場合は給付金の返還があります。

1. 適切な研修を行っていない場合
2. 研修終了後1年以内に就農をしなかった場合
3. 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
4. 親元就農者については、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合
5. 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

○応募手続 下記の書類を村役場農業委員会事務局に提出する。

1. 研修申込書

宜野座村ホームページからダウンロードまたは農業委員会事務局で直接お受取り下さい。

2. 履歴書（市販品可）

○面接 募集期間終了後に事務局よりご連絡いたします。（2月頃予定）

お問い合わせ先（申込先） TEL 098-968-5102 宜野座村農業委員会事務局